○財務省告示第百三十九号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十五年四月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第一回	八千九百四十万円	八千九百二十六万四千六百五十円
〃	第二回	三千九百七十二万円	三千九百六十七万五千七百八円
〃	第三回	三千五百四十万円	三千五百三十五万七千七百四円
〃	第四回	四千八十万円	四千七十六万四千二百五十二円
〃	第五回	一億二千八百四十万円	一億二千八百二十七万七千二百三十六円
〃	第六回	三千四百七十一万円	三千四百六十七万四千六十円
〃	第七回	一億七千七百七十二万円	一億七千七百四十二万二千六百五十円
〃	第八回	一億七千四百八十八万円	一億七千四百五十七万三千四百六十八円
〃	第九回	一億四千三百三十八万円	一億四千三百七万千五百六十二円
〃	第十回	一億三千四百三十一万円	一億三千三百九十六万七千五百八十二円
〃	第十一回	三億五十五万円	二億九千九百九十二万七千四百四円
〃	第十二回	七千百四万円	七千九十万四千百七十円
〃	第十三回	一億八千六百六十九万二千五百二十二円	一億八千六百三十九万二千五百二十二円
〃	第十四回	二億六千七百九十三万円	二億六千七百四十八万七千七百九十三円
〃	第十五回	一億三千五百八十九万五千百二十四円	一億三千五百六十九万五千百二十四円
〃	第十六回	一億九千九百八十九万円	一億九千九百六十二万千百五円
〃	第十七回	二億六千七百六十三万円	二億六千七百二十六万七千五百三十円
〃	第十八回	八千二百二十三万円	八千二百十一万二千八十円
〃	第十九回	七億二千三十二万円	七億千九百二十九万四百二十円

〃	第二十回	四億七百三十七万円	四億六百八十一万八千二百六十四円
〃	第二十一回	五億三千六百四十八万円	五億三千五百七十一万五百十一円
〃	第二十三回	二千二百万円	二千百九十七万七千九十五円
〃	第二十四回	四百万円	三百九十九万七千二百十四円
〃	第二十五回	一億七千七百六十八万円	一億七千七百六十六万九千二百四十二円
〃	第二十六回	八千六十七万円	八千六十六万千四百十一円
〃	第二十七回	四千一万円	四千万二千五百六十五円
〃	第二十八回	八千三十四万円	八千三十三万七千百三十八円
〃	第二十九回	二千八百五十八万円	二千八百五十七万八千百七十一円
〃	第三十回	千百二十二万円	千百二十一万九千五百三十七円
〃	第三十一回	一億七千四百九十六万円	一億七千四百九十五万五千九百三十四円
〃	第三十二回	九百四十三万円	九百四十二万九千八百九十二円
〃	第三十三回	五百三十五万円	五百三十四万九千九百四十九円
〃	第十一回（個人向け利付国庫債券（固定・五年））	六億七千五百十二万円	六億六千八百五十五万六千九百九十円
〃	第十二回	四億四千四百六十二万円	四億四千百十一万二千五百八十円
〃	第十三回	六億六千八百九十一万円	六億六千四百六十四万五千九百七十四円
〃	第十四回	三億五千三百五十五万円	三億五千百五十四万九千八百六十六円
〃	第十五回	五億三千四百十四万円	五億三千六十四万九千九百六十四円
〃	第十六回	三億五千三百十一万円	三億五千百四十二万千八百四十円
〃	第十七回	三億七十七万円	二億九千九百七十一万五千五百三十八円
〃	第十八回	二億八千二百四十八万円	二億八千百三十九万九千六百三十円
〃	第十九回	二億千八百九万円	二億千七百三十六万百八十八円
〃	第二十回	八千六十八万円	八千五十三万二千百六十二円
〃	第二十一回	一億五千八十万円	一億五千三十五万五千四百三十四円